明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部改正）

第五十一条　労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和四十八年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第１号（第７条、第15条関係）

労働安全
労働衛生　コンサルタント試験受験申請書

収入印紙
（消印してはならない。）

①受けようとする試験の区分	１　機械　２　電気　３　化学　４　土木　５　建築
	１　保健衛生　２　労働衛生工学
②ふりがな 氏名	
③生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和　年　月　日
④住所	郵便番号（　）
⑤連絡先電話番号	（　）
⑥受験希望地	
⑦受験資格	
⑧免除を受けることができる試験科目	
⑨添付書類名	１　写真　２

年　月　日

申請者　氏　名

厚生労働大臣
指定コンサルタント試験機関　殿

備考

１　厚生労働大臣がコンサルタント試験事務を行う場合には厚生労働大臣に提出すること。この場合にあつては、手数料に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けること。

２　指定コンサルタント試験機関がコンサルタント試験事務を行う場合には当該指定コンサルタント試験機関に提出すること。この場合にあつては、当該指定コンサルタント試験機関の試験事務規程に定めるところにより手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。

３　表題及び①欄は、該当事項を○で囲むこと。

４　⑦欄は、受験資格の内容を例えば「○○大学工学部機械工学科○年○月卒業　経験○年○月」、「技術士」、「医師」、「一級建築士」、「安全管理者　○年従事」、「衛生管理者　○年従事」のように具体的に記入すること。

５　申請書には、申請前６月以内に撮影した上三分身、正面、脱帽、縦30ミリメートル横24ミリメートルの写真及び⑦欄に記載した事項を証する書面並びに筆記試験の全部又は一部の免除を受けようとする者にあつては当該免除を受ける資格を有することを証する書面を添付することとし、⑨欄にそれぞれの書面の名称を記入すること。